



データから見る日本における 特許侵害訴訟の現状



【知財情報戦略室】

弁理士・山口和弘／弁理士・長野悦子

1 はじめに

職務発明制度の見直しを含む「特許法等の一部を改正する法律案」が、2015年7月3日に参議院本会議で可決され、成立しました。今回の法律案成立に至るまでの過程では、職務発明を巡る訴訟が問題意識の1つとして含まれていました⁽¹⁾。しかしながら、特許訴訟全体で見ると、現行法下では職務発明を巡る訴訟はわずか⁽²⁾で特許権侵害等に関して地方裁判所が受理した訴訟全て(2011年：207件、2012年：155件、2013年：164件)⁽³⁾と比べても、特許庁の審決に関して知的財産高等裁判所が受理した審決取消訴訟(2012年：457件、2013年：353件、2014年：278件)⁽⁴⁾の方が多くなっています。

また、米国および中国の現状と比べると、図1に示される通り、特許権侵害訴訟以外の類型も含む知財関連訴訟民事一審の件数全体でも、日本の訴訟件数は極めて少ないことがわかります^{(3)、(4)、(5)、(6)}。

そこで、本稿では、日本特許庁等から公表されている各種報告書・資料を基にして、2014年の東京地裁及び大阪地裁における第一審判決⁽⁷⁾を独自に調査した結果を交えつつ、日本における特許侵害訴訟の現状を分析します。

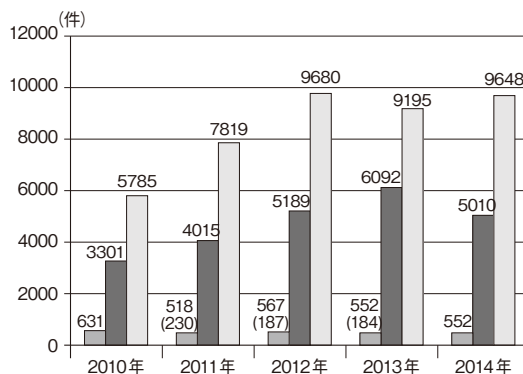
2 特許侵害訴訟の件数が少ない背景とは？

日本特許庁ウェブサイトで公表されている報告書⁽⁸⁾にあるヒアリング調査結果によれば、日本において特許侵害訴訟が少ない原因として、以下のような理由が挙げられています。

- ・特許権者の敗訴のリスクが高いこと
- ・日本人の国民性として訴訟を避ける傾向があること
- ・訴訟費用が高いこと
- ・損害賠償額が少ないこと
- ・活用しやすい特許権が取りにくいこと

特に、敗訴のリスクについては、特許無効の抗弁に関する特許法第104条の3が2005年4月に施行された後、特許の有効性が裁判所で判断されるようになったことも影響しています。別の報告書⁽³⁾によれば、「アンケート調査において、特許法第104条の3(特許無効の抗弁の規定)の施行後に、権利行使がしやすくなったとの回答は4%である一方、権利行使がしづらくなったとの回答は24%となっており、特許権者と被疑侵害者とのアンバランスが生じているおそれがある。」と評価しているように、特許権者が訴訟提起を躊躇している場合は少なくないと考えられています。

《図1：日米中における知的財産権関係訴訟(民事一審)の件数》



※出典(3)～(6)に基づいて作成

注)

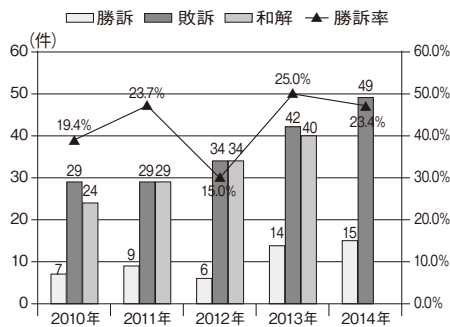
日本：知的財産関係全てについての
新受件数

なお、2011～2013年に示す
括弧内の数字は、特許・実案・
意匠に関する新受件数

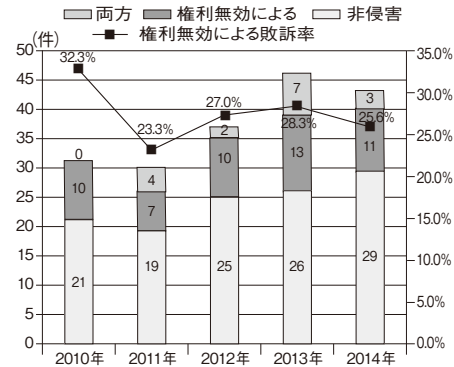
中国：特許、実用新案及び意匠につ
いての合計件数

米国：特許のみの件数

《図2：特許侵害事件における地裁判決動向》



《図3：特許侵害訴訟における特許権者の敗訴の原因》



※図2及び図3のいずれも、出典(8)のデータに最新の公表データを追加して作成。
 注) 図2において、勝訴には一部勝訴の場合を含み、2014年の和解件数は未公表のためデータなし。
 図3の敗訴件数には一部勝訴の場合を含む等の理由により、図2の敗訴件数(一部勝訴を含まない)とは一致しない。

3 勝訴率と和解、敗訴原因の現状

訴訟を提起した場合に、どのくらいの割合で原告が勝訴しているのかは関心が高いところです。図2は、特許侵害訴訟を提起し、判決までに至った事件についての勝訴率(勝訴数/判決数)を示しています⁽⁸⁾。勝訴率は20%を下回る年もあり、数字の上では、原告が勝訴することは容易ではないように見えます。

しかしながら、訴訟の中には和解により終局した事件も多く、和解には原告(特許権者)にとって有利な勝訴的な和解も含まれています。何をもって勝訴的な和解とするかは権利者の満足度次第であり主観的な評価によりますが、前出の報告書⁽³⁾では、判決及び和解調書から見た訴訟の実態として、2011年~2013年の3年間におけるデータを分析し、「判決と和解とを併せて考えると、合計229件(判決137件、和解92件)のうち、98~108件(43~47%)において、訴訟を通じて権利の実現が図られたとの結果が得られた」と評価しています。

一方、特許権者が敗訴した事件は、「権利無効」、「非侵害」、あるいはこれら両方に該当するものに分類されます。図3は、2010年~2014年の特許侵害訴訟における敗訴の原因を示しており、権利無効により敗訴となった件数は敗訴全体の2~3割前後、権利無効と非侵害の両方と判断されたものを含めると3~4割前後と大きな割合を占めていることがわかります。なお、図3には示されていませんが、特許法第104条の3が施行された翌年の2006年は権利無効による敗訴

率が30.4%から51.4%まで上昇し、2009年までは40%台で推移⁽⁸⁾していたことから、当該規定の影響の大きさが理解されます。

なお、勝訴率に関しては、原告(特許権者)を大企業、中小企業、外国企業の企業属性別に分類すると、下記の結果となることが報告されています⁽⁹⁾。

(原告)	(被告)		
大企業	→ 大企業	36%	
大企業	→ 中小企業	25%	
中小企業	→ 中小企業	7.8%	28%
中小企業	→ 大企業	27.5%	7%
外国企業	→ 日本企業	20%	

※当初掲載時、左表のデータに誤りがございました。お詫びの上、訂正いたします。

また、同報告では、中小企業が提起する訴訟が全体の60%を占めているところ、中小企業の勝訴率は大企業(約30%)よりも低く、20%以下とあります。ここで、中小企業の敗訴の原因は、非侵害による敗訴が6割以上を占めるとされており、この点に関して、「中小企業において非侵害による敗訴が多い原因は、見込み違いによる提訴のほか、十分に権利侵害に係る証拠を集めることができないことが理由として推測される。」と評価しています。

勝訴率だけで原告の満足度を測るべきではないことは確かですが、この報告からは、特許権の安定性、証拠収集などの面で原告である特許権者(特に、中小企業)が被疑侵害者に対して相対的に不利な立場に置かれている場合もあると考えられます。

4 差止請求および損害賠償額の現状

特許侵害訴訟に勝訴した場合には、損害賠償、差止請求、又はこれら両方が認められるところ、2014年に判決があった64件のうち、差止請求の認容率は15.7%（請求51件中、認容8件）、損害賠償請求の認容率は23.2%（請求56件中、認容13件）でした。なお、損害賠償及び差止請求の両方が請求された事件のうち、被疑侵害者が侵害の行為を現在しておらず、今後もそのおそれがない等の認定があった3件については、損害賠償請求を認容しつつ、差止請求を棄却するとの判決でした。

また、差止請求の認容だけでなく、どの程度の損害賠償額が認容されるかも関心が高い点と考えられます。表1は、2014年に原告の損害賠償請求が認容された13件の判決のうち、損害賠償の認容額上位5件を示しています。最も高額な損害賠償が認容された事件であっても、請求額（約124億円）に対する認容額（約15億円）の比率は12.6%でした。13件全体では、請求額に対する認容額の比率は最低で0.2%、最高で100%、平均で29.7%となっており、表1及び図4から推察できるように、全般的な傾向としては請求額よりも大幅に低い認容額となるが多くなっています。

このように、損害賠償請求において、原告の請求額と裁判所の認容額との間に差が生じる要因の1つには、特許法第102条に関わる寄与率（寄与度）の問題が挙げられます。この寄与率の問題とは、「侵害に係る特許発明が実施されている部分が権利者製品の一部に留まっている場合は、損害額を権利者製品の全体における侵害部分の割合に応じた金額に限定する場合」のことで⁽¹⁰⁾、表1の最高額が認容された事案でも、寄与率として認められた割合は2%に留まっています。

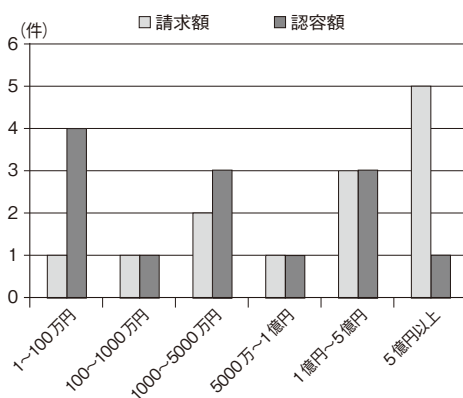
なお、表1にある平成24(ワ)14227では、特許法第102条3項に基づいて算定された実施料相当額の損害額が原告の請求額を上回る一部請求の事案であるため、請求額に対する認容額の比率は100%となっています。

また、特許権・実用新案権侵害訴訟の地裁での和解の分析^{(9)・(11)}によれば、2011年1月1日から2013年12月31日までの3年間における請求額と和解額の分布は、図5の通りとなっています。分析の注意書きでは、「特に和解では、たとえば請求金額と和解金額との差が大きい場合もあり、勝訴の定義は当事者の主観による部分があることから定義を行うことは困難」とありますが⁽¹¹⁾、判決と同様に、全般的な傾向としては

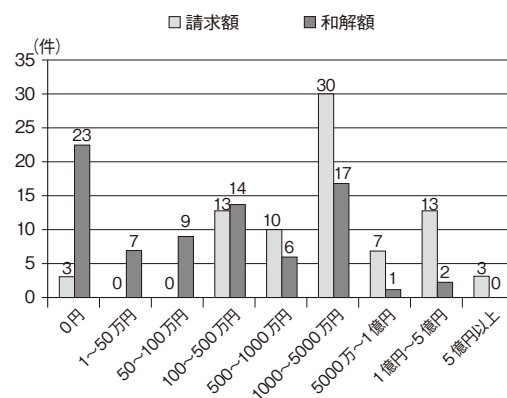
《表1：2014年に地裁判決があった特許侵害訴訟における高額認容例》

日本 2014年 (地裁)	事件番号		認容額(円)	請求額(円)	算定規程	特許技術
	1	平成23(ワ)16885	1,568,040,000	12,433,120,000	102条2項	検出器
2	平成23(ワ)3292	167,510,000	1,000,000,000	102条1項及び3項	警報機	
3	平成24(ワ)30098	111,660,000	180,000,000	102条3項	物質の製造方法	
4	平成24(ワ)14227	100,000,000	100,000,000	102条3項	半導体の製造方法	
5	平成24(ワ)14652	53,260,000	1,326,700,000	102条3項	洗濯乾燥機	

《図4：2014年の地裁判決における請求額と認容額》



《図5：2011~13年の和解における請求額と和解額》



請求額よりも大幅に低い和解額となっていることがわかります。

ここで、米国における特許訴訟と比較すると、2014年は10億ドルを超える判決はなかったものの、1995年以降では10位となる4億6700万ドルの損害賠償が認められています⁽⁵⁾。この認容額は、表1にある平成23(ワ)16885での認容額の36~37倍です(2015年7月時点のレート)。米国における特許訴訟については、ディスカバリー(証拠開示手続)による証拠入手の容易性、故意侵害時の三倍賠償など制度上の違いは考慮すべきですが、結果だけで比較すると認容額には大きな差があります。

5 日本における特許侵害訴訟の今後

2015年で知的財産高等裁判所の設立から10年を迎えましたが、ここまで述べてきたような日本における特許侵害訴訟の現状に対しては、迅速性、予見可能性及び経済性等の点で一定の評価がされる一方で、訴訟件数、勝訴率、証拠収集、損害賠償額などの面で不十分さを指摘する声があることも事実です。

内閣に設置された機関である知的財産戦略本部は、2015年2月に「特許権等が適正に設定・保護・活用されてイノベーション創出に結び付く環境を整備すべく特許紛争処理システムに焦点を当て、知財の価値を高める方向で必要な方策を集中的に検討する」として知財紛争処理タスクフォースを設置し、5月に「知財紛争処理タスクフォース報告書」を取りまとめました⁽¹²⁾。その報告内容は、6月に決定された「知的財産推進計画2015」において、重点3本柱の1つとして「知財紛争処理システムの活性化」に盛り込まれ、今後取り組むべき施策には次の項目が挙げられています⁽¹³⁾。

- ・ 知財紛争処理システムの機能強化
- ・ 知財紛争処理システムの活用促進
- ・ 知財紛争処理に関する情報公開・海外発信

このうち「知財紛争処理システムの機能強化」では、「証拠収集手続」、「損害賠償額」、「権利の安定性」、「差止請求権の在り方」の4点を総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが明記されています。この4点に関して、「知財紛争処理タスクフォース報告書」では今後の方向性として、各点に対応する

形で「侵害行為に係る立証の容易化」、「損害賠償規定の見直し」、「無効の抗弁(第104条の3)の手直し」、「PAE(特許主張主体、パテントトロールとも呼ばれる)による過度な差止請求権行使の抑制」等が含まれており、これからの具体的な検討が注目されます。

【出典】

- (1) 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて」(2015年1月)
- (2) 寺下雄介 「職務発明規程～平成16年改正法が適用された初めての裁判例～」創英国際特許法律事務所ウェブサイト(2015年6月)
- (3) 平成26年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書」(2015年3月)
- (4) 知的財産高等裁判所ウェブサイト 「知財高裁の資料>統計」(2015年)
- (5) PwC「2015 Patent Litigation Study」(2015年5月)
- (6) 中国最高人民法院 「中国法院知的財産権司法保護状況」(2011~2015年)
- (7) 裁判所ウェブサイト 「裁判例情報(知的財産裁判例集)」
- (8) 平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」(2014年2月)
- (9) 内閣官房知的財産戦略推進事務局 「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査結果報告(2)」(2015年4月)
- (10) 経済産業省ウェブサイト 「特許権侵害への救済手続」
- (11) 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 知財紛争処理タスクフォース(第3回)資料3 「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」(2015年4月)
- (12) 首相官邸・知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 「知財紛争処理タスクフォース報告書」(2015年5月)
- (13) 首相官邸・知的財産戦略本部 「知的財産推進計画2015」(2015年6月)

※この記事に関するお問い合わせ先：

知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp